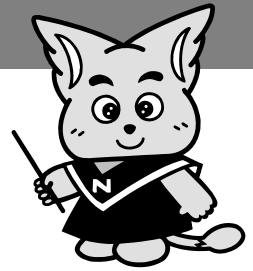


国民年金だより



平成20年4月からの国民年金保険料

平成20年度の国民年金保険料は **月額14,410円**
(平成19年度保険料月額14,100円から、310円引き上げ)

■平成20年度国民年金保険料 納付額早見表(現金納付・口座振替比較)

平成20年度	1ヶ月分		6ヶ月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付(納付書による現金納付及び翌月末振替の口座振替)	14,410円	-	86,400円	-	172,920円	-
毎月振替【早割】 (当月末振替の口座振替)	14,360円	50円	86,160円	300円	172,320円	600円
6ヶ月前納(現金振替)	-	-	85,760円	700円	171,520円	1,400円
6ヶ月前納(口座振替)	-	-	85,480円	980円	170,960円	1,960円
1年前納(現金振替)	-	-	-	-	169,850円	3,070円
1年前納(口座振替)	-	-	-	-	169,300円	3,620円

■クレジットカード納付を導入しました

平成20年2月より、クレジットカードによる国民年金保険料の納付が可能になりました。クレジットカード納付は被保険者ご自身から事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が社会保険庁に立替納付を行うものです。(クレジットカードを掲示され、直接納付いただく方法ではありません。)クレジットカード納付を希望の場合は、社会保険事務所へお申し込みください。
※クレジットカード納付では口座振替による毎月振替(早割)は適用されません。
※6ヶ月前納・1年前納の割引額は現金納付の割引額となります。

◇《年金制度改革》平成20年4月から実施される改正内容について

離婚時の第3号被保険者期間の厚生年金の分割制度

○平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間(注1)については、離婚をした場合に、当事者一方からの請求により、第2号被保険者の厚生年金の保険料納付記録を自動的に2分の1に分割(注2)することができます。

(注1) 事実婚関係にある方の第3号被保険者期間についても、分割の対象になります。

(注2) 平成20年4月1日以前の第3号被保険者間については、離婚をしても自動的に2分の1に分割することはできませんが、当事者間の合意又は裁判所の決定により按分割合をさだめれば、分割することができます。

○分割の効果は、平成19年4月施行の離婚時の厚生年金の分割と同じです。

◇住所の変更はございませんか？

社会保険庁では、昨年12月から「ねんきん特別便」を順次お送りしています。

この「ねんきん特別便」は、お届けいただいている住所でお送りしているため、現在の住所で変更手続がお済みでない場合、「ねんきん特別便」をお届けすることができません。

住所変更の届出がお済みでない方は、ご自身による届出が必要となりますので、下記まで住所変更の手続をお願いします。

- 国民年金第1号被保険者の方(自営業・学生等) → 市町村役場の国民年金担当窓口
- 厚生年金保険へ加入している方(会社員) → お勤めの事業所
- 国民年金第3号被保険者の方 → 配偶者のお勤めの事業所
- 年金を受給されている方 → お近くの社会保険事務所

【お問い合わせ先】 徳島南社会保険事務所 ☎088-652-1511